六　次のイ又はロに掲げるものにより行う法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、当該イ又はロに定める時に、その効力を生ずる旨
イ　書面　当該書面を発した時
ロ　記録媒体に記録された電磁的記録　当該記録媒体を発送した時

［七～九　略］

［２・３　略］

（解除までの期間に相当する対価の額）

第百十五条　法第三十七条の六第三項に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除がその効力を生ずる時（以下この項において「解除時」という。）までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合　投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

［二・三　略］

２　［略］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～十五の二　略］

十六　投資助言・代理業を行う者であるときは、次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知に係る記録

ニ　［略］

［十七・十八　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六‖　法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる旨

［七～九　同上］

［２・３　同上］

（解除までの期間に相当する対価の額）

第百十五条　［同上］

一　法第三十七条の六第二項に規定する時（以下この項において「解除時」という。）までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合　投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

［二・三　同上］

２　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　［同上］

［一～十五の二　同上］

十六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面

ニ　［同上］

［十七・十八　同上］

［２・３　同上］

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項） **第九十八条**　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。第五号及び第六号において同じ。）が投資顧問契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一～四　略］ 五　当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあっては、顧客は、特定金融サービス契約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下この号において「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨 ［イ・ロ　略］ 六‖　次のイ又はロに掲げるものにより行う金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定による当該特定金融サービス契約の解除は、当該イ又はロに定める時に、その効力を生ずる旨 イ　書面　当該書面を発した時	（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項） **第九十八条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあっては、顧客は、特定金融サービス契約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下この号において「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨 ［イ・ロ　同上］ 六‖　金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定による当該特定金融サービス契約の解除は、特定金融サービス契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる旨